

公益財団法人ひょうご環境創造協会兵庫県環境研究センターの  
研究活動における不正行為への対応等に関する規程

平成 27 年 4 月 21 日制定

(目的)

第 1 条 この規程は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成 26 年 8 月 26 日、文部科学大臣決定）」を踏まえ、公益財団法人ひょうご環境創造協会兵庫県環境研究センター（以下「センター」という。）において研究員の研究活動における不正行為の事前防止及び不正行為への対応に関し必要な事項を定めることにより、研究活動における不正行為の防止を図りつつ、公正な研究活動の推進に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において、「不正行為」とは、捏造、改ざん、盗用をいう。各用語の意味は次のとおりとする。

- (1) 捏造 存在しないデータ又は研究結果等を作成すること
- (2) 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること
- (3) 盗用 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること

(センターの責務)

第 3 条 センターは、研究員が科学的事実に基づいた公正な研究活動ができる研究環境の整備に努めなければならない。

(研究員の責務)

第 4 条 研究員は、科学研究の実施は社会からの信頼と負託の上に成り立っていることを自覚し、公正な研究活動を遂行しなければならない。

- 2 研究員は、自らの研究成果をとりまとめて公表するにあたって、不正行為を行ってはならない。
- 3 研究員が、共同研究において他の研究員の不正行為を発見した場合、センター長又は科長に連絡しなければならない。
- 4 研究員は、研究に使用する分析結果データの保存やアイデアの記録に努めなければならない。

(研究倫理教育)

第 5 条 科長は、それぞれの科の研究員に対して、毎年度、研究倫理教育を実施する。

- 2 研究倫理教育には、第 2 条の不正行為のみならず、研究員としての行動規範、二重投稿等の不適切行為に関する内容を含む。

(不正行為が発覚した時の調査の実施)

第6条 不正行為が発生したおそれがある場合、センター長及び科長は、研究員の協力を得て調査を実施し、不正行為の実施の有無について判断するとともに、当該不正行為に係る原因究明を行う。

(不正行為を行った研究員に対する処置)

第7条 不正行為が明らかで悪質であるとセンター長が認めた場合、センター長は、ひょうご環境創造協会理事長に報告し、不正を行った研究員に対する処置を行う。  
2 不正行為を実施した研究論文が公表されている場合、センター長は当該研究員に研究論文の取り下げを勧告する。

(再発防止)

第8条 不正行為の調査結果がまとまった場合、センター長と科長は速やかに再発防止策を作成し、実施する。

附則

この規程は、平成27年4月21日から施行する。